

「平成29年度千葉市食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

1 計画総論に関すること

	意見の概要	市の考え方	修正
1	食品衛生、食の安全に関する施策と体制の強化に努力されていることを評価すると共に、今後も一層充実強化していただくよう要望いたします。	<p>食品衛生・食の安全対策については、食の安全に関する問題や食中毒事件の発生状況等を分析、評価し、これらを監視指導計画へ反映させるとともに、問題を探知した場合は迅速かつ的確に原因究明調査を実施し、必要な措置を講じることとしています。</p> <p>今後も市民の食品の安全確保を図るため、適切な監視指導に努めてまいります。</p>	—
2	「フードディフェンス（食品防御）」の考え方に基づいた食品事業者への指導・啓発についても検討していただくよう引き続き要望いたします。	<p>フードディフェンスへの取組みについては、厚生労働省において具体的な施策が位置付けられておりませんが、農林水産省の検討会がまとめた報告書等を参考として、必要に応じ食品事業者への情報提供に努めてまいります。</p>	—

2 食品等の試験検査計画に関すること

	意見の概要	市の考え方	修正
1	市の試験検査においても輸入食品等への対応を一層強化していただくよう要望いたします。	本市では年間延べ50～100検体の輸入食品の検査を実施しています。市内の食品の流通状況や国の輸入食品の検査状況を踏まえつつ、今後も引き続き検査を実施してまいります。	—
2	引き続き放射性物質検査の継続と結果の迅速な公表を要望すると共に、検査計画が変更される場合には必要に応じて説明をしていただくようお願いいたします。	放射性物質の検査については、次年度も引き続き、本計画に基づき実施する予定であり、検査結果についても、市ホームページで引き続き速やかに公表してまいります。 なお、本計画を変更する場合は、再度パブリックコメント手続を実施し、市民等からの意見募集を行うこととしています。	—

3 食中毒防止対策に関すること

	意見の概要	市の考え方	修正
1	食中毒対策についても事業者や消費者団体と連携し、引き続き強化していただくよう要望いたします。	食中毒防止対策については、本計画に基づき夏期、年末等において特別に期間（食品衛生夏期対策期間、年末一斉取締り）を設け監視指導の徹底を図るとともに、食の安全に関する情報を、市ホームページ等を通じて速やかに周知・公表するほか、衛生講習会等の機会を通じて啓発物を配布するなど、情報の提供に努めています。	—

4 市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換に関すること

	意見の概要	市の考え方	修正
1	「機能性表示食品」はじめ、「いわゆる『健康食品』」についての正しい知識や利用上の注意などについて、リスクコミュニケーションや啓発・広報を一層充実強化していただくよう要望いたします。	市ホームページや食品衛生講習会等を通じ、情報提供や衛生知識の普及、啓発を図っており、平成28年度は、「健康食品の正しい理解と利用方法について」として講演会を開催したところです。今後とも、食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。	—
2	健康牛のBSE検査の廃止が検討されています。廃止に伴って飼料規制や特定危険部位除去等の対策が後退することがないように要望いたします。消費者に対する丁寧なリスクコミュニケーションを要望いたします。	国内のと畜場におけるBSE対策は厚生労働省が所管しています。平成29年3月1日に開催された厚生労働省主催の全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議において、各地方自治体に対してBSE対策の見直し等について消費者等への情報提供等の要請がありましたので、本市においても、厚生労働省からの情報を基に市民等への情報の提供に努めてまいります。	—
3	リスクコミュニケーションの機会を増やしていくことやそのあり方を検討していただくよう要望いたします。リスクコミュニケーションを通して、食品衛生監視指導計画案へのパブリックコメントが数多く寄せられるよう一層の工夫と努力を要望いたします。	パブリックコメントを多く寄せていただくには一人でも多くの方に計画案を知ってもらうことが重要です。そのためには計画案を説明する場である講演会・意見交換会になるべく多くの方に参加していただけるように、講演会を工夫し、広く関係団体への協力を求めてまいります。	—

5 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進に関すること

	意見の概要	市の考え方	修正
1	HACCP*の導入に向けた取り組みがすすめられていますが、事業者の実情を踏まえて丁寧な支援をおこなうなど効果的な導入促進をすすめていただくよう要望いたします。	千葉県主催の本市も含む県内事業者対象の HACCP チャレンジセミナーへ参画し、HACCP 導入型基準の導入支援を進めています。 また、施設の立入検査時に引き続き HACCP 導入型基準の導入状況を確認し、必要な助言、指導を行ってまいります。	—

※HACCP：危害分析と重要管理点を組み合わせた衛生管理の方式をいう。(Hazard Analysis Critical Control Point の略。)

6 監視指導及び試験検査の実施体制に関すること

	意見の概要	市の考え方	修正
1	「機能性表示食品」や「いわゆる『健康食品』」の不適正表示についての監視を強化していただくよう要望いたします。	市民からの通報や立入検査時に、健康食品を含め食品の不適正な表示を発見した際には、関係機関と連携し、食品表示法及び健康増進法に基づき引き続き適切に対処してまいります。	—
2	アレルギー表示の違反やアレルギーの混入は、特に食物アレルギーの子どもを抱える親にとって大きな不安です。わかりやすい表示への指導をはじめこうしたことへの対応も一層強化していただくよう引き続き要望いたします。	アレルギーの表示については、他の表示事項と併せて、立入検査時に確認しています。また、違反の疑いがある食品については所管する自治体等と連携し対応しています。	—

3	<p>保健所や市の消費者センターに寄せられる食品関係の情報を重視して共有化するなど、消費者や消費者行政部門との連携を一層強めていただくよう引き続き要望いたします。</p>	<p>消費者行政部門との連携については、本計画のとおり、食に関する庁内関係機関で構成する「食の安全連絡協議会」において、連携の強化を図っています。</p> <p>なお、消費生活センターに寄せられる食の安全に関する情報については、連絡体制の整備を行い、その都度、保健所が情報提供を受けています。</p>	—
---	---	--	---